

河内長野市国民保護計画の変更 概要

1 変更の目的

国民保護法第35条第1項の規定により、国が定める「国民の保護に関する基本指針」及び大阪府が定める「大阪府国民保護計画」に基づき「河内長野市国民保護計画」を策定しています。

本計画は、市域において、武力攻撃等から住民の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的としています。

市では、平成20年5月の変更以降、基本指針及び府計画が変更されたことや関係法令等の改正等に伴い、それらと整合を図るとともに、統計関係数値の更新など、所要の事項も併せ、本計画の変更を行うものです。

2 経過

平成15年6月	武力攻撃事態対処法	施行
平成16年9月	国民保護法	施行
平成17年3月	国民保護基本指針	閣議決定
平成18年1月	大阪府国民保護計画	策定
平成19年1月	河内長野市国民保護計画	策定
平成20年5月	河内長野市国民保護計画	改訂

3 河内長野市国民保護計画の構成

第1編 総論 ・市の責務、計画の位置付け、構成等 ・国民保護措置に関する基本方針 ・関係機関の事務又は業務の大綱等 ・市の地理的、社会的特徴 ・市国民保護計画が対象とする事態 等	第3編 平素からの備え ・国民保護措置に要した費用の支弁等 ・避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え ・物資及び資材の備蓄、整備 ・国民保護に関する啓発 等
第2編 武力攻撃事態等への対処 ・初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 ・市対策本部の設置等 ・関係機関相互の連携体制 ・警報及び避難の指示等 ・救援 ・安否情報の収集・提供 ・武力攻撃災害への対処 ・被災情報の収集及び報告 ・保健衛生の確保その他の措置 ・国民生活の安定に関する措置 等	第4編 復旧編 ・応急の復旧 ・武力攻撃災害の復旧 ・国民保護措置に要した費用の支弁等 等

4 河内長野市国民保護計画の主な変更点

1. 国の定める「国民の保護に関する基本指針」及び「大阪府国民保護計画」変更等に伴うもの

① 核攻撃に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施

核兵器等を用いた攻撃に対し、避難、救援、災害対処に係る留意点として、避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染、その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じることの追加。

【第1編 第5章 第3節 核兵器等を用いた攻撃 (P33)】

② 職員の配備体制基準

大阪府国民保護計画の配備基準をもとにして、河内長野市地域防災計画における配備体制の名称に合わせ。

配備基準（「中規模な武力攻撃災害が発生し」、「小規模な武力攻撃災害が発生し」

⇒「武力攻撃災害が発生し」）

6つの配備基準から5段階の配備基準に変更。

配備体制（非常1号、非常2号、非常3号、非常4号、非常5号

⇒警戒配備体制、非常配備体制、緊急配備体制）

5段階の配備体制から3段階の配備体制に変更。

事態等の発生場所	変更前		変更後	
	配備基準	配備体制	配備基準	配備体制
市域内	大規模な武力攻撃災害が発生し、それに 応じた国民保護措置を実施する必要がある とき	非常5号	大規模な武力攻撃災害が発生し、それに 応じた国民保護措置を実施する必要がある とき	緊急配備体制
	中規模な武力攻撃災害が発生し、それに 応じた国民保護措置を実施する必要がある とき	非常4号	武力攻撃災害が発生し、それ に応じた国民保護措置を実施 する必要があるとき	非常配備体制
	小規模な武力攻撃災害が発生し、それに 応じた国民保護措置を実施する必要がある とき	非常3号		
	市域で武力攻撃災害の発生が予測される とき		市域で「武力攻撃災害の発生 が予測されるとき」	
他市町村	近隣市町村で武力攻撃災害が発生し、避 難避難住民を受け入れるなどの必要がある とき	非常2号	市町村で武力攻撃災害が発生し、避難住民を受け入れるなどの 必要があるとき	警戒配備体制
	近隣市町村以外で武力攻撃災害が発生し、 応援の準備をする必要があるとき	非常1号	市町村以外で武力攻撃災害が発生し、 応援の準備をする必要があるとき	

【第2編 第1章 第2節 1 市国民保護対策本部の設置 (P47)】

③ 現地調整所の設置

国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（府、市、消防機関、府警察、自衛隊、医療機関等の現地で活動する機関）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置する旨を追加。

※ 現地調整所

現地関係機関が制約された時間の中で集約的に行う必要がある措置について、それぞれに与えられた役割の範囲内で活動内容の調整や情報共有を行うため、個々の現場に設けるもの。

【第2編 第1章 第2節 2 現地対策本部の設置 (P48)】

④ 情報通信手段の確保の追加

国からの迅速な情報通信の確保のため、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、を活用する旨を追加。

※ 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

官邸から関係機関に、緊急情報を迅速に伝達するための一斉同報システム。配信先ではアラーム等による注意喚起が行われる。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕がない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムである。

【第2編 第2章 第1節 1 警報（P54）】

⑤ 大規模集客施設等における施設滞在者等の避難

大規模集客施設及び旅客輸送関連施設において、当該施設に滞在する者の円滑な避難措置に必要な対策をとる旨を追加する。

【第2編 第2章 第2節 1 避難の指示（P59）】

⑥ 救援事務の所管の移動（厚生労働省⇒内閣府）

災害対策基本法等の一部改正により、国民保護法の救援事務が厚生労働省から内閣府（防災担当）へ移管に伴う整理。

平成16年厚生労働省告示第343号⇒平成25年内閣府告示第229号

厚生労働大臣⇒内閣総理大臣

【第2編 第3章 第1節 3 救援の内容（P72）】

⑦ 安否情報システムの運用

総務省（消防庁）において、個人情報保護された安否情報システムが運用されたことに伴い、市から府への報告は、本システムを利用する旨を追加。

※ 安否情報システム

国民保護法に規定される安否情報の収集・提供等の事務を効率的に行うためのシステム。システムの主な機能は、安否情報の「入力」、「整理」、「報告」及び「提供」の4つに分けられる。

安否情報 = 氏名、生年月日、性別、住所、負傷状況など。

【第2編 第3章 第2節 6 安否情報システムの利用（P86）】

⑧ 感染症法の改正に伴う感染症名の変更等

	変更前		変更後
類 型	感染症名	類 型	感染症名
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスで有るものに限る。）	二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（ <u>病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。</u> ）、 <u>鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）</u>
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
指定感染症	インフルエンザ（H5N1）		

【第2編 第4章 第5節 1 防疫活動（P102）】

2. 市地域防災計画及び組織改編との整合

対策本部の組織及び事務分掌については、地域防災計画を準用することから、整合を図り、各部局における業務を修正。

【第3編 第1章 第1節 1 各部局における業務（P109～110）】

3. 統計資料の時点修正等に伴う数値の更新

市の気候、人口分布、自動車保有台数、主な施設等の統計データを時点更新。

【第1編 第4章 第2節～6節 市の地理的、社会的特徴（P19～26）】

4. 組織名・名称等の変更

- ・ 平和安全整備法の施行による事態対処法の改正に伴う用語の整理
（「武力攻撃事態対処法」⇒「事態対処法」、「武力攻撃事態等対策本部」⇒「事態対策本部」）
- ・ 災害対策基本法の改正を踏まえた災害時要援護者の名称変更
（災害時要援護者⇒「要配慮者」、「避難行動要支援者」）
- ・ 仮称の削除（市危機管理対策本部（仮称）⇒市危機事象対策本部）
- ・ 大阪広域水道企業団設立に伴う変更（水道用水供給事業者、工業用水道事業者）
- ・ 防衛省の組織名変更（防衛庁長官⇒防衛大臣）
- ・ 省庁の変更（厚生省⇒厚生労働省）
- ・ 原子力規制委員会の設置に伴う指定行政機関の名称変更
（文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣⇒原子力規制委員会）
- ・ 公益財団法人への名称変更（財団法人大阪府消防協会⇒公益財団法人大阪府消防協会）
- ・ 法令の変更（空港整備法⇒空港法）
- ・ 国の役割（関係大臣⇒関係大臣等）
- ・ 「障害」の表記に関する記述変更（障害者⇒障がい者）
- ・ 私立学校に関する業務が知事から教育長に委任されることを受けた措置（府教育委員会⇒府教育庁）

5. 団体における対象の明確化

当該市町村⇒河内長野市